

川西町災害廃棄物処理計画

【概要版】

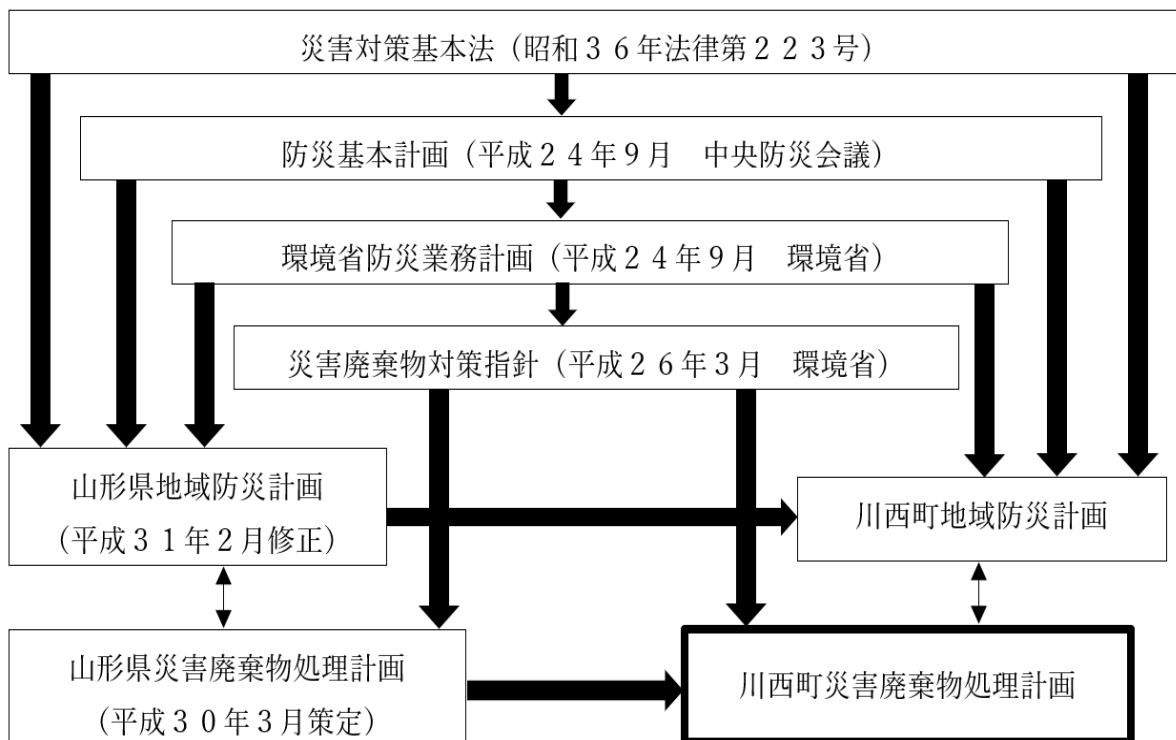
計画策定の趣旨（計画本編：1ページ）

1. 計画の目的

- ▶東日本大震災を受け、国は災害廃棄物対策指針を策定し、都道府県及び市町村に対し災害廃棄物処理計画の策定を求めている。よって本計画は、「川西町地域防災計画」を補完し、想定される災害等に対する事前の体制整備を行い、災害廃棄物の円滑な処理を促進するため策定する。
- ▶本計画は、地域防災計画や被害想定が見直された場合など前提条件に変更があった場合や地域にかかる社会情勢の変化や今後新たに本計画が対象としている災害による被害が発生した場合など、必要に応じて見直しを行う。
- ▶大規模災害発生時は、被害状況等の情報収集、処理すべき災害廃棄物の量を推計し、対処すべき組織、処理方法、処理期間等の方針及び実施内容について、本計画を基に「災害廃棄物処理実行計画」として取りまとめる。

2. 計画の位置付け

- ▶環境省の災害廃棄物対策指針を踏まえ、山形県災害廃棄物処理計画や川西町地域防災計画等と整合を図りながら、本町における災害廃棄物処理に関する基本的な考え方を定めるもの。



参考：山形県災害廃棄物処理計画

対象とする災害及び廃棄物（計画本編：2～4ページ）

1. 対象とする災害及び廃棄物

- ▶対象とする災害は、山形県が策定した山形県災害廃棄物処理計画に示された災害及び町既往災害とする。
- ▶対象となる廃棄物は震災及び風水害等により発生する災害廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみやし尿とする。

2. 災害廃棄物発生量推計

- ▶災害廃棄物の発生量が最多となる冬季のケースで廃棄物対応への影響が最も大きくなる場合を想定。
- ▶風水害については、基本的に地震災害で起こりうる最大想定での対応に準ずる。

※災害廃棄物発生量推計

想定地震	災害廃棄物発生量（t）
長井盆地西縁断層帯地震 （マグニチュード7.7）	174,439 t

出典：山形県災害廃棄物処理計画

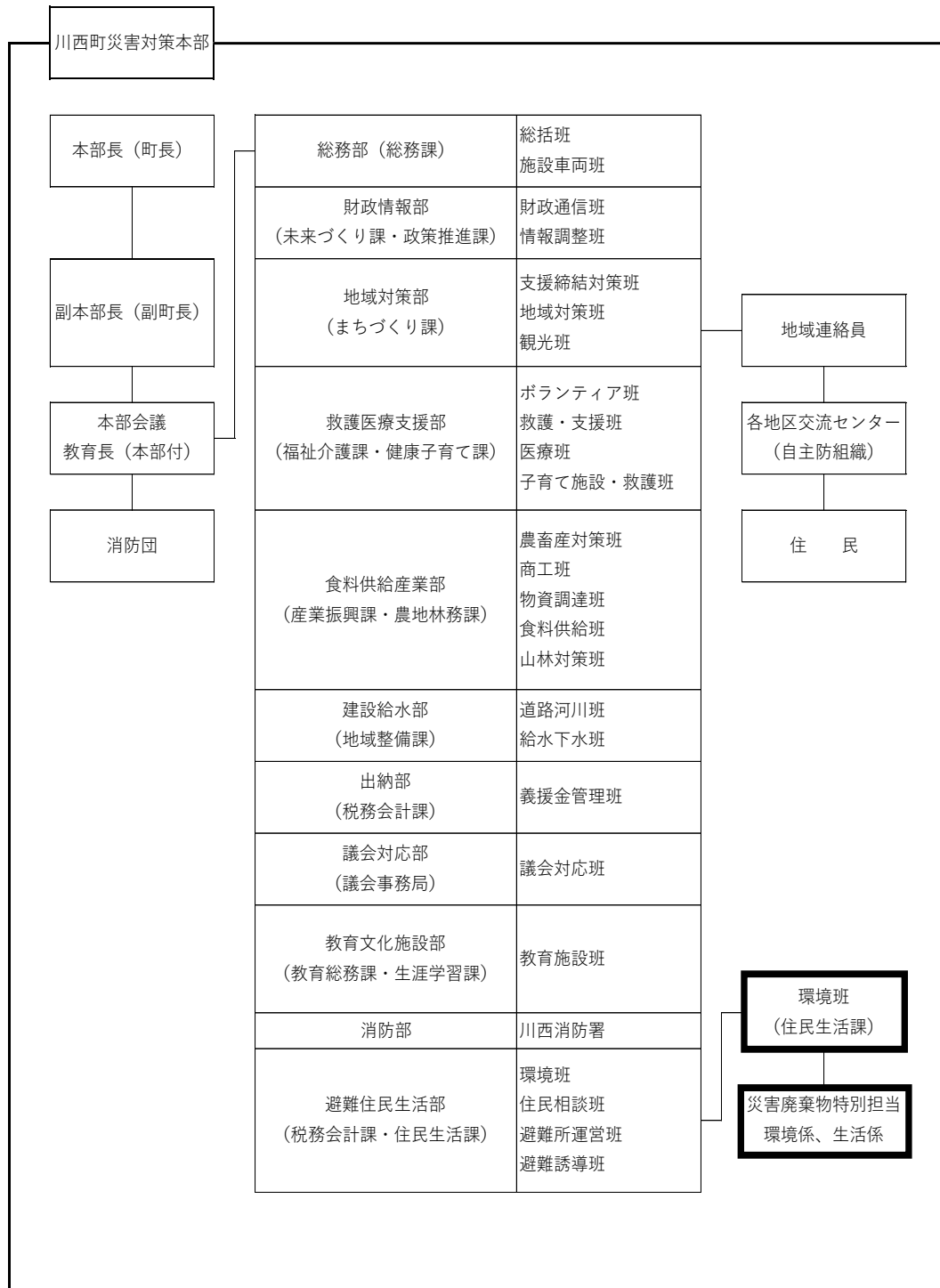
町及び町民・事業者の役割（計画本編：6ページ）

災害発生時には、町が自らの役割を実行することはもとより、町民及び事業者が主体的に行動し、相互に連携しながら対策を講じる必要がある。

役割	主な内容
①町の役割	災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理実行計画の作成等
②町民の役割	各種災害への対策、廃棄物排出方法の理解、野焼きや不法投棄の防止等
③事業者の役割	町方針に従った廃棄物の処理協力、処理に係る必要な協力等
④関係団体の役割	災害に備えた町の施策協力、仮置場運営管理等の協力等

組織・配備体制（計画本編：8ページ）

災害発生時には、町長が本部長となる災害対策本部が設置される。災害の状況により災害廃棄物の処理対応が必要となる場合には、災害対策本部の下に「災害廃棄物特別担当」を設置する。

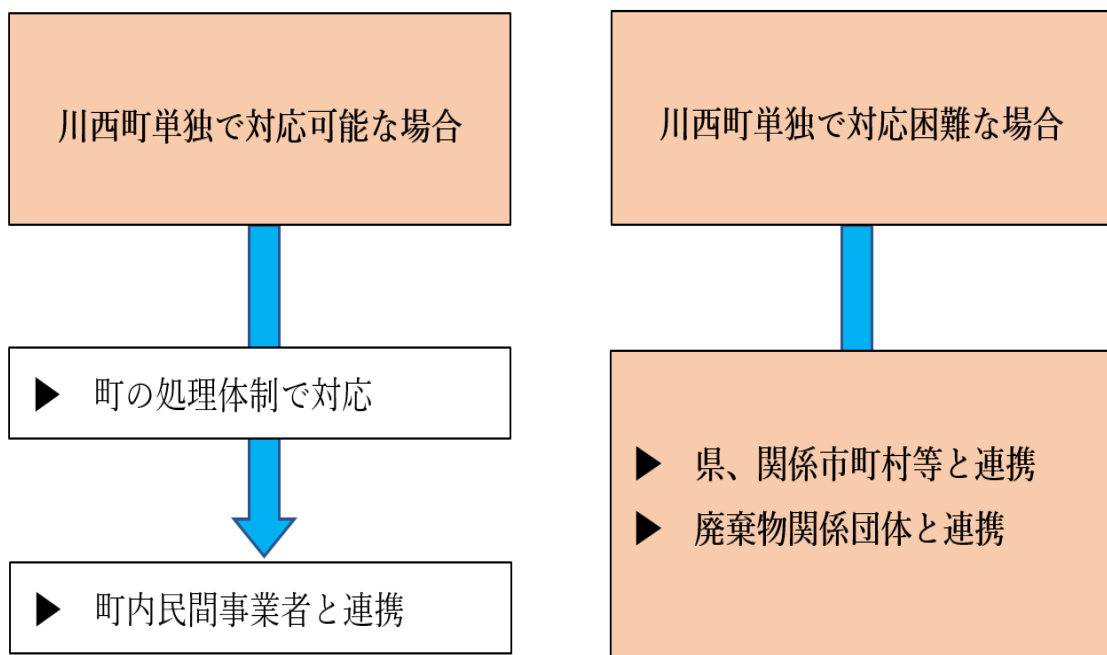


参考：川西町災害廃棄物処理計画

協力・支援体制（計画本編：10～11ページ）

1. 協力・支援体制の構築

- ▶ 関係行政機関、民間事業者等の各主体との連携により、災害廃棄物処理を迅速かつ適正に進める。
- ▶ 管内処理を原則とし、町と町内民間事業者との災害協定に基づき処理にあたる。
- ▶ 甚大な被害により町と民間事業者との災害協定だけでは対応が困難な場合には、災害規模に応じて県、関係市町村及び廃棄物関係団体の支援を要請し、処理にあたる。



町民への啓発・広報（計画本編：12ページ）

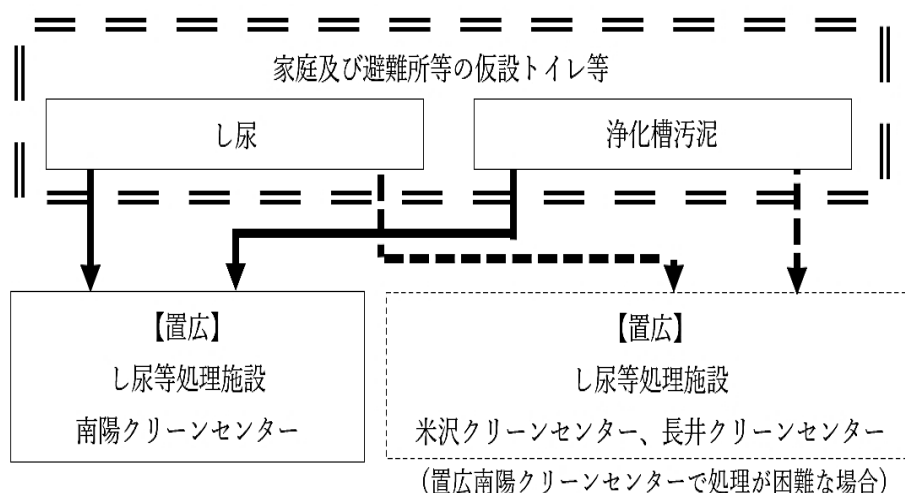
- ▶ 町民に対し、ごみの分別徹底、仮置場の設置・運営、便乗ごみの排出防止等の情報を被災状況に応じて分かりやすく提供する。
- ▶ 情報伝達手段として、町災害対策本部と連携し、避難所等掲示板への張り出し、町ホームページ、メール、SNS、防災無線、広報宣伝車、回覧板、自治会や避難所等での説明会、メディアでの報道により行う。

仮設トイレ等し尿処理（計画本編：14～16ページ）

1. 災害発生時のし尿等の基本処理フロー

災害発生時のし尿等の処理については、災害発生後速やかに収集運搬体制を整え、生活環境保全上支障が生じないように処理する必要がある。

収集したし尿は、置賜広域行政事務組合（以下「置広」という。）南陽クリーンセンターで処理することを前提とするが、南陽クリーンセンターが被災し処理が困難となった場合には、同じ置広の米沢クリーンセンター、長井クリーンセンターでの施設受入れ協力を要請し処理する。



なお、いずれの施設も受入困難となった場合は、災害時の相互応援協定等により県内施設で処理を行う。

2. 災害発生時におけるし尿収集必要量

避難所の設置及び下水道被害に伴う仮設トイレの利用により、多量のし尿等が発生すると推測される。

※し尿等発生量推計（長井盆地西縁断層帯地震）

し尿		
仮設トイレ 必要人数	し尿収集 必要量	仮設トイレ 必要数
7,765 人	18,394 ℓ／日	99 基

※平成29年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）による。

3. 仮設トイレの確保

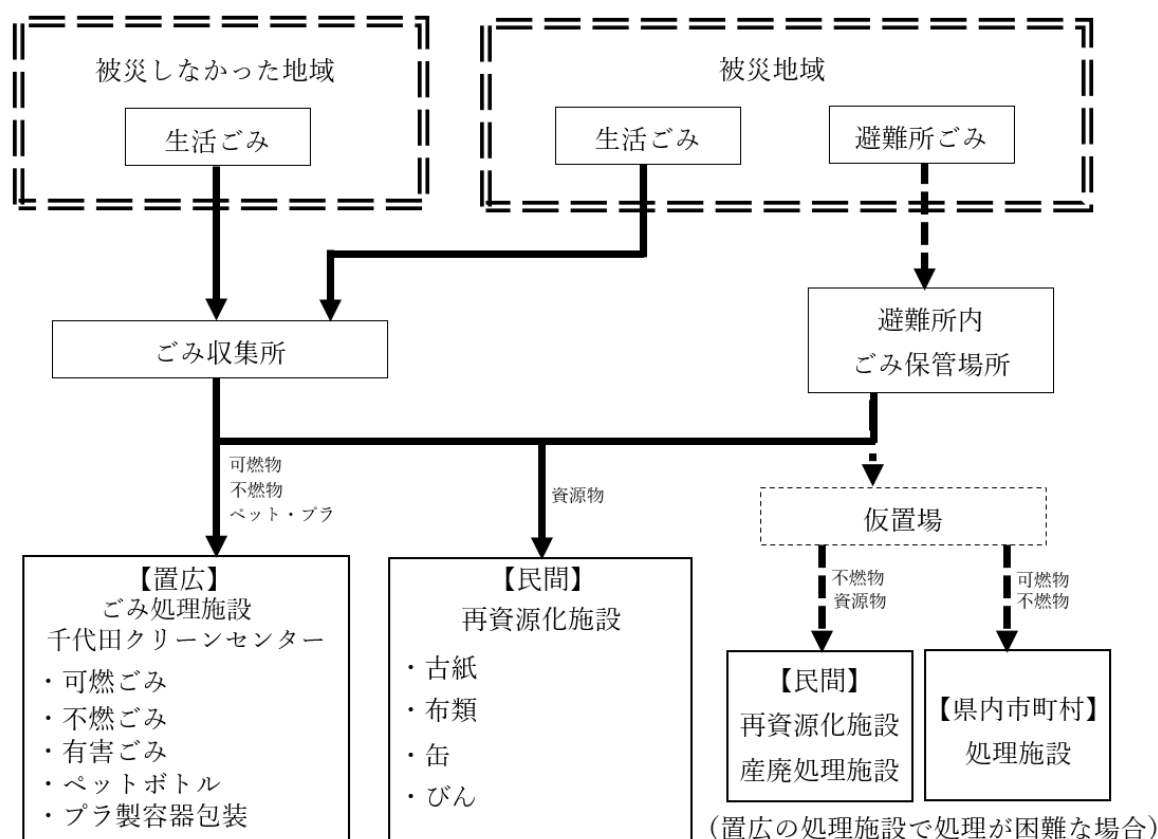
仮設トイレの確保は山形県災害廃棄物処理計画に基づき県に支援を要請する。

生活ごみ・避難所ごみ（計画本編：16～18ページ）

1. 生活ごみ・避難所ごみの基本処理フロー

災害発生時には通常のごみに加えて、避難所ごみを処理する必要があるため、速やかに収集運搬体制を整え、生活環境保全上の支障が生じないようにする。

収集した避難所ごみ等は、置広の処理施設で処理することを前提とするが、置広の処理施設が被災し処理が困難となった場合には、仮置場に一時保管し、民間の産廃処理施設や県内市町村への協力を要請し処理する。



2. 避難所ごみ推計発生量

災害廃棄物の避難所ごみ推計発生量は以下のとおりとなる。

※避難所ごみ発生量推計（長井盆地西縁断層帯地震）

避難所ごみ	
避難者数	避難所ごみ発生量
2,563 人	1.1 t / 日

※平成29年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）による。

災害廃棄物（計画本編：１９～２８ページ）

１．災害廃棄物発生量・処理可能量

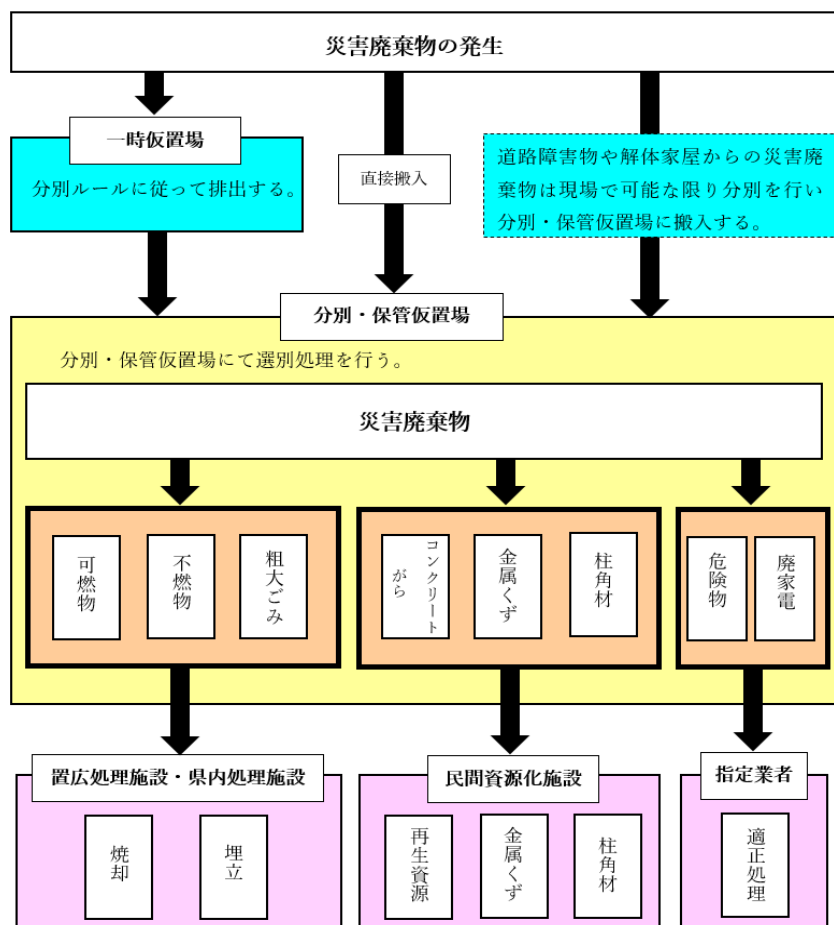
災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、災害廃棄物等の発生量、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物等の処理可能量等を把握する必要がある。

※災害廃棄物発生量推計（長井盆地西縁断層帯地震）

町内家屋棟数	合計	うち 被害棟数	全壊	半壊	合計
	7,578 棟		1,119 棟	1,892 棟	3,011 棟
可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず		柱角材
31,399 t	31,399 t	90,708 t	11,513 t		9,420 t

２．処理フロー

災害廃棄物は仮置場において集積・分別、必要に応じて破砕したのち、処理施設によって焼却処分や中間処理・最終処分を行い、資源ごみは再資源化を図る。



3. 仮置場の種類と目的

設置目的に応じ、以下のように仮置場を分類する。

一時仮置場	分別・保管仮置場	二次分別・保管仮置場
設置目的		
車両通行路の確保、個人の生活環境・空間の確保・復旧等、被災家屋等から災害廃棄物を早急に撤去するため。	中間処理、再資源化前に、一時仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておくため。	分別・保管仮置場での分別が不十分な場合等に再選別を行い、中間処理を行うまでの間、分別・保管しておくため。

出典：災害廃棄物対策指針を一部改編

4. 仮置場の必要面積及び候補地の選定

- ▶ 災害廃棄物の発生量推計から約7.8万㎡の仮置場が必要になると見込まれる。
- ▶ 町有地から、被災地近辺の遊休地や造成地、公園、グラウンドなどを候補地としてピックアップし、町有地のみで確保が難しい場合には、県有地、国有地を検討し、さらに困難な場合には、民有地を検討する。
- ▶ 仮置場の候補地は、自衛隊の野営場や応急仮設住宅の建設地に優先的に利用されることを踏まえて選定する。
- ▶ 病院、学校、水源などに近接する場所は避ける。
- ▶ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域を選定する。
- ▶ 冬季に仮置場を設置する場合、積雪により仮置できる面積が狭くなることも考慮し、仮置場を選定する。

5. 仮置場の設置・管理・運営

- ▶ 仮置場の地面については、汚水が土壌へ浸透することを防ぐために、仮舗装の実施や鉄板、遮水シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討する。
- ▶ 災害廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水の実施、飛散防止ネットや囲いの設置又はフレコンバッグに保管するなどの対応を検討する。
- ▶ 民有地を借地する場合は、借地契約、土壌分析、立会及び返還（返却）の際のルールを定めておく。
- ▶ 仮置場では、その後の処理や再資源化を見据えて可能な限り分別が行えるような配置を行う。